

明代成化・弘治年間の海上密貿易をめぐる法整備

豊嶋 順揮

はじめに

貢舶は、王法の許すところ、市舶の司るところ、乃ち貿易の公なり。海商は、王法の許さざるところ、市舶の經ざるところ、乃ち貿易の私なり。^①

これは、嘉靖年間の鄭若曾という人物が著した『籌海圖編』卷十二、經略の一節であり、明の制度において沿岸地方に現れる船をどう分類し、どう扱うかその認識を示したものである。ここでいう「貢舶」とは、朝貢を行うための明へやって来た船のことを指す。つまり「貿易の公」とは朝貢貿易を示しており、これを王法によって許された貿易であるとしている。一方で「海商」とは民間の商人を指す。これは王法によって許されていないものであり、市舶司を通さない貿易であるため「貿易の私」となってしまう。つまり密貿易であり、犯罪となってしまうのである。

明朝は「海禁政策」を実施しており、沿海の住民の出海を厳しく禁止したとされている。加えて貿易を朝貢貿易に限定したため、鄭若曾の認識のような民間の商人による貿易は犯罪という状況が生まれた。こうした「海禁」に対する研究は古くから行われており、その先行研究は整理しようとするれば枚挙に遑がない。

ところが、「海禁」が具体的に何を指すのか示すのは難しく、それが明確になっているとは言えない状況がある。これは、時代ごとに「海禁」という用語が指す内容やその目的が異なるためである。近年、海禁について体系的な研究を行った檀上寛氏は、「沿海住民の出海禁止ないし規制措置を中心とする国家の海洋統制策の総称とでも規定できようか^②」としている。つまり「海禁」とは海上におけるさまざまな統制策の総称であり、具体的には何を指すのか一概に論じることは不可能なものである。

ただ、『籌海圖編』に鄭若曾が記しているように、民間の商人による貿易が「王法」によって許されていないという認識は存在した。それはつまり法的に禁止されているという認識があったわけである。この「王法」とはいったい何を示しているのだろうか。

これまでの「海禁」をめぐる先行研究では、貿易が禁止されているという前提の下で論が進められ、そういった政策の目的や通時的な変遷が明らかになる一方で、貿易を取り締まる「法」そのものに関心が注がれること多くはなかったように思える。

管見の限りこうした法という側面から密貿易にアプローチした先行研究としては「檀上寛二〇一三」と「楊曉波二〇一七」があげられる。「檀上寛二〇一三」は、『実録』等から抽出した明初の「海禁令」を整理し、それが『大明律』（以下『明律』）の「私出外境及違禁下海」律に包括され「海禁概念」が成立するまでの過程を明らかにしたものである。ただし統治者の意識や理念から「海禁」を論じたものであり、具体的な取り締まりについてはあまり論証されていない。さらに「海禁」という理念に寄せて理解している部分が多い。そのため、条文の解釈にもいくらか誤解が見られる。これは、第一章で論じたい。

「楊曉波二〇一七」も、檀上氏の論に加えさらに多くの史料から法律条文を引いて整理しているが、こちらも天順

から弘治、正徳にかけての「法」が抜け落ちてしまっている。そのため両研究ともこの期間の法的な取り締まりが無視されてしまっており、明初「海禁令」と弘治『問刑条例』の法的な繋がりが見えてこないというのが現状である。

では、両者ともに言及していないこの期間は何もなかったのかというところではない。むしろ法制上重要な時代であった。後にも述べるが成化・弘治年間はその間の条例を整理、編纂していた時代であり、その結果が『問刑条例』^③である。それならば、この期間に密貿易に関わる条例も当然整理が行われていたはずである。

それにも関わらずこの時代の条例が無視されているのは、その史料状況にある。明中期は法制史料が後の時代と比べて多いとは言えない。それでも、少ないながら条例の整理、編纂を見ていく上で参照すべき史料が存在する。それが本稿でも取り上げる『皇明条法事類纂』^④である。しかし、この『皇明条法事類纂』はこれまでの研究で使用されてこなかった。^⑤

こうした研究状況を踏まえて本稿では、これまで使用されてこなかった『皇明条法事類纂』を用いて、民間の商人による貿易＝密貿易という認識がどのように形成され、それがどのような法運用の下で取り締まられていたのかを論じていく。

第一章 『明律』が定める沿海の法秩序

第一節 断罪の方法

民間の商人による貿易Ⅱ犯罪という構図を確認するには、刑事裁判において、ある行為を犯罪であるとする決定、すなわち断罪がどのように行われたのかを確認する必要があるだろう。

前近代の中国においては、あらかじめ法に記された犯罪行為に実際におこなわれた行為を当てはめることで罪を決定するという過程を経て犯罪者を裁いていた。これは、もちろん明代も同様である。明代において、種々の犯罪行為が示された根本法典は、『明律』であり、全ての犯罪はこの『明律』に照らし量刑を決定されなくてはならない。これは、『明律』それ自体にもその規定が存在している。^⑥

官僚は裁判の際に、まず『明律』を参照し、犯罪者が行った行為と同じ行為が記されている条文を探す。こうして当てはめる罪を決定し、その条文に従って適切な刑罰を与える。このような過程で断罪が行われた。こういった過程では『明律』は、「法典」というよりも断罪マニュアルとして機能している。^⑦ もちろんこれは沿海地方における犯罪行為を裁く場合も例外ではなく、『明律』に則って罰している。

それならば、民間の商人による貿易が犯罪Ⅱ密貿易であるという法的根拠は、実際の裁判文書で引用されている条文を見ればそれだと断定することが可能である。ところが、明初にはこうした裁判文書といった断罪に関わる史料が非常に少ない。こうした史料状況の中で明初の断罪がどうであったか考察するのは難しい。しかし、『明律』に依って断罪が行われるという原則は変わらない。それを踏まえて、条文の検討に移ろう。

第二節 「私出外境及違禁下海」律

本節では、先行研究を参考にしながら、『明律』の条文を検討していく。まずは、「檀上二〇一三」が取り上げている「私出外境及違禁下海」律を、檀上氏の理解を確認した上で検討していこう。檀上氏は、この「私出外境及違禁下海」律を次のように理解している。条文名から、「私出外境」と「違禁下海」の大きく二つに分けられるとしており、前者は、唐律の『唐律』の「越度緣邊關塞」律を継承しており、後者は元の「船舶則法」を継承している。そして「違禁下海」はもともと「違禁貨物」の携行禁止と非合法の出海貿易の禁止を規定したものである。ところが市舶司が廃止されることによつて、海外渡航そのものが禁止となり出海全般を禁止する条文となった。これによつて、海防のために応急的に発せられていた「海禁令」の法的根拠となり、この「海禁令」の違反者も取り締まる条文となったという^⑧。

ところが、この「私出外境及違禁下海」律の条文理解には、いくつか問題がある。ここで今一度「私出外境及違禁下海」律の条文を検討しておこう。条文は次のとおりである。

凡そ^(a)馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿を將て私に外境に出て貨賣し及び海に下る者は、杖一百。挑擔馱載の人は一等を減ず。物貨・船・車は並べて官に入れ、内に於いて十分を以て率と為し、三分は告人に付して賞に充つ^(b)。若し人口・軍器を將て境を出て及び海に下る者は、絞^(c)。因りて事情を走泄する者は、斬。其の拘該官司及び守把の人は通同して夾帶せしめ、或いは知りて故らに縦する者は犯人と同罪。覺察に失する者は、三等を減じ、罪杖一百に止む。軍兵は又た一等を減ず^⑨。

この条文で指摘されている犯罪行為は、次の三つである。

- (a) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って外境に出て貨賣する及び海に下ること。
- (b) 人間や武器を伴って境を出る及び海に下ること。
- (c) 事情を走泄すること。

この条文の規定から読み取れるのは、主に決められたモノ（情報など無形なモノも含む）の持ち出しの制限である。(a) で持ち出しが禁止されているのは、国外に流れれば軍事上脅威になりうる物や国内での需要が高いものである。また武器や人、情報に関してはさらに重い罪とされている。これは、軍事上当然と言える規制であり、直ちに貿易の禁止とは言えない。また、(b) も (c) も禁じているのはモノの持ち出しについてであり、国内への持ち込みに関しては全く規定がない。つまり（主体的な）人の移動に関しては何ら制限を加えていない。

ところが檀上氏は、「私出外境及違禁下海」律が成立した背景を元代の「市舶則法」まで遡って、非合法の出海貿易の禁止が「違禁下海」という用語の中に含意されているとして、確かに「私出外境及違禁下海」律には「市舶則法」の影響が認められる。しかし、そのまま取り入れたわけではあるまい。非合法の出海貿易の禁止が「違禁下海」という用語の中に含意されている根拠として、檀上氏が取り上げているのが『通制条格』卷第十八、関市、市舶条の次の部分である。

一つ、海商の驗憑を請はずして、擅に自ら船を發せば、並べて諸人告して捕ふるを許す。舶商・船主・綱首・事頭・火長各杖壹伯柒に下し、船舶俱に行して官に没し、官に没する物の内に壹半は告せる人に付して賞に充

つ。如し已に船司を離れば、即ち沿路の所在の官司に告して捕へ、上に依りて追斷し賞を給す。^⑩

ここで引用した部分には、確かに非合法の出海貿易の禁止が含まれている。しかし、それが「私出外境及違禁下海」律に含意されているという積極的根拠はどこにもない。先ほど条文の内容を具に確認したように、決められたモノの持ち出しを制限する規定であつて人の移動や貿易を制限したものではないことは明らかである。律の条文は実際に起こりうる犯罪が具体的に掲載されていることになっている以上は、条文の内容以上の内容を読み取ろうとするのは誤りであると言わざるを得ない。故に、タイトルに示された「違禁」には、非合法の出海貿易の禁止は含意されていないと考えるべきである。

ところで檀上氏は、律のタイトルに「及」が含まれていることから、「私出外境」と「違禁下海」の二部構成で理解している。確かに、律文も「(私)出(外)境」と「下海」が「及」で並列されているが、条文を検討すると適切でないことがわかる。

では、タイトルはどのように解釈すればよいだろうか。^⑪ 条文タイトル「私出外境及違禁下海」と(a)(b)それぞれの条文を「及」の位置で対応させると次のように考えられる。

(a) (一) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って外境に出て貨賣すること^⑫ 〓 「私出外境」

(イ) 海に下ること^⑬ 〓 「違禁下海」

(b) (ウ) 人間や武器を伴つて境を出ること^⑭ 〓 「私出外境」

(エ) 海に下ること^⑮ 〓 「違禁下海」

(a) なら杖一百、(b) なら絞の刑が当てられるわけであるが、これで考えると(イ)と(エ)の「下海」海に下ることという行為が同じであるにも拘らず刑が異なるということになる。これでは条文としては不自然である。刑が異なるのだからその罪となる行為も異なるものでなければならぬ。

ならば次のように考えてみよう。禁制品の規定部分を「私出外境」、「違禁下海」の両部分に共通してかかる部分として考えるのである。

(a) 馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って十外境に出て貨賣すること私出外境

馬牛や軍需品、鐵貨、銅錢などの武器の材料、布、絹、糸などを持って十海に下ること「違禁下海」

(b) 人間や武器を伴って十境を出ること「私出外境」

人間や武器を伴って十海に下ること「違禁下海」

これであれば、(a) (b) で持ち出し物品の違いによる差が生じることになり合理的に理解できる。この対応関係から考えれば「私出外境」と「違禁下海」の違いは物品を持って出るのが「出外境」陸の国境であるか「下海」海岸であるかという点でしかない。それならば、「違禁」は「私」と同義ととらえてよいだろう。

いずれにせよ、「私出外境及違禁下海」律は、決められたモノの持ち出しを制限する規定と見るほうが妥当であり、合法か非合法かを問わず人の出海について言及はしていない。それならば、市船司の廃止以降、「私出外境及違禁下海」が「海禁」の法的根拠となり、出海者全体を取り締まっていたという檀上氏の理解^⑤には無理が有ると言えるだろう。

第三節 「私越冒度関津」律による出海の秩序

では、そもそも非合法の出海にはどのような律を使用していたのだろうか。手がかりとして『皇明條法事類纂』の中に非合法の出海を行った者が裁かれているものがある。その中に引用された裁判文書の一部を見てみよう。^④

遠く外洋に出で、金門地方に到り、私番舡一隻に遇見す。：議得するに方敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英俱に合に「綠邊關塞者」律に依りて、杖九十、徒二年半とすべし。^⑤

成化十八年二月二十五日、九重と本縣民人蔡三例有りて軍民人等番貨を接買するを許さざるを明知するも、各おの不合にも故に「越度邊關」律に違ひ、潜かに大金門澳に去く。：問擬するに丘九重の犯すは「越邊關者」律に該し、減等し杖七十・徒二年半、黃凱・陳孔先俱に「不應得為而為之理重者」律、減等し杖七十、的決す。^⑥

これ見れば傍線部で示した犯罪行為とされている部分＝非合法の出海には、「越邊關者」律が当てられようとしてるのが分かる。この「越邊關者」律は、「私越冒度関津」律であり、非合法の出海には「私越冒度関津」律が当てられていたことを示している。これらは、どちらも檀上氏が言う市舶司の廃止により「私出外境及違禁下海」律が「海禁」の法的根拠となったのよりも後の時代の話であるが、市舶司の廃止以後も「私出外境及違禁下海」律は非合法の出海を取り締まる規定ではなかったことを示している。

それでは非合法の出海を取り締まる「私越冒度関津」律はどのような条文なのか、その条文の検討をしよう。条文は次のとおりである。

凡そ^(d) 文引無くして、關津を私に度る者は、杖八十。^(e) 若し關は門に由らず、津は渡に由らずして、而して越度する者は、杖九十。^(f) 若し縁邊の關塞を越度する者は、杖一百・徒三年。^(g) 因りて外境に出づる者は、絞。守把の人、知りて故らに縦す者は、同罪。盤詰に失する者は、各三等を減じ、罪杖一百に止む。軍兵は又た一等を減じ、並に罪として直日の者を坐す。餘條は此を准す。^(h) 若し文引有るも、名を冒して關津を度る者は、杖八十。家人の相冒する者は、罪として家長を坐す。守把の人、情を知るは與に同罪。知らざる者は坐さず。⁽ⁱ⁾ 其の馬驛を將て關津を私度冒度する者は、杖六十。越度は、杖七十。^(j)

この条文で指摘されている犯罪行為は、次の五つである。

- (d) 手形を持たずに、関所や川港を勝手に通ること。(私度)
- (e) 関所の場合は門を、川港の場合は渡し場を通らないで、超えていくこと。(越度)
- (f) 国境地域のとりでを越度すること。
- (g) 国外に出ていくこと。
- (h) 手形を持つているものの、他人を名乗って関所や川港を通ること。(冒度)
- (i) 私度、越度、冒度の際に馬驛を持ち出すこと。

この条文で示されているのは、関所などを非合法に超えていくこと^(d) 人の移動の制限である。非合法の出海に当てられていた「越邊關者」律はここでは(f)に該当する。「私越冒度関津」律は全体的に『唐律』を継承したものであり、(g) (f) は『唐律』の「越度辺邊関塞」律を継承している。これは【表1】を見れば一目瞭然である。『唐律』ならびにこの条文には「下海」の文字はなく、出海に関わる想定をしていなかったことがわかる。しかし先

【表 1】

【明律】兵律・関津「私越冒度関津」	【唐律】
凡無文引私度関津者、杖八十。若関不由門・津不由渡而越度者、杖九十。	諸私度関者、徒一年。越度者、加一等、（不由門爲越。）82
若越度縁邊関塞者、杖一百、徒三年。 因而出外境者、絞。守把之人、知而故縱者、同罪。失於盤詰者、各減三等、罪止杖一百。軍・兵又減一等、並罪坐直日者。（餘條准此。）	諸越度縁邊関塞者、徒二年。共化外人私相交易、若取與者、一尺徒二年半、三疋加一等、十五疋加役流 88 【疏義】出入國境、非公使者不合、故但云越度、不言私度。
若有文引、冒名度関津者、杖八十。 家人相冒者、罪坐家長。守把之人知情、與同罪。不知者、不坐。 其將馬羸私度、冒度関津者、杖六十。越度、杖七十。（私度、謂人有引、馬羸無引者。冒度、謂馬羸冒他人引上馬羸毛色齒歲者。越度、謂人由関津、馬羸不由関津而度者。）	諸不應度関而給過所、（取而度者亦同。）若冒名請過所而度者、各徒一年。 若家人相冒、杖八十。主司及関司知情、各與同罪、不知情者、不坐。 即將馬越度・冒度及私度者各減人二等、餘畜、又減二等。（家畜相冒者、不坐。）83

ほどの『皇明條法事類纂』に見たように非合法の出海にも「私越冒度関津」律が当てられていた。

ここで、沿海での犯罪に対する律を整理すると次のように言える。許可のない出海は「私越冒度関津」律で取り締まり、禁制品の持ち出し売却は、「私出外境及違禁下海」律で取り締まっていた。つまり、「私越冒度関津」律で人の、「私出外境及違禁下海」律でモノの取り締まりをするという明確な使い分けが行われていた。薛允升『唐明律合編』⁸²や沈家本『明律目箋』⁸³で指摘されているような重複と捉える理解は不適切と言える。

第四節 「舶商匿貨」律が定める持ち込みの秩序

前節で紹介した二条は、国内から人、モノが出ていくのに対して制限をかけた条文である。では、「持ち出し」ではなく「持ち込み」についてはどのような規定があるのだろうか。これに関しては商業等に関わる規定を示す「戸律」に「舶商匿貨」律と呼ばれる条文が

ある。その条文は次のとおりである。

凡そ海に泛かぶ客商の船舶もて岸に到れば、即ち物貨を將て實を盡くして官に報して抽分す。(j) 若し沿港の土商、牙僧の家に停場して報ぜざる者は、杖一百。(k) 供報すると雖も而れども盡さざる者は、罪するに亦た之の如くす。物貨並べて官に入れ、停藏の人罪を同じうす。告獲せる者は、官賞銀二十兩を給す。²⁰⁾

これは、「兵律」に分類されている前の二つとは異なり軍事上の目的ではなく、脱税行為を処罰するという経済案件で取り扱われる条文である。「客商の船舶」が岸についた際に、その載せて来た貨物を正確に報告し、その際に一部を「抽分」しなくてはならないということを示した規定で、またその際「抽分」を逃れた場合の処罰を定めた規定である。そしてこの条文で指摘されている犯罪行為は、次の二つである。

(j) 港付近の土着の商人や仲買人の家に貨物を置き、それを報告しないこと。

(k) 報告をしたとしても、完全ではない報告をすること。

脱税を罰するのであれば「匿税」律があるのだが、こちらは「舶商匿貨」律の刑罰よりも軽くなつており差別化が図られている。わざわざ海上貿易を別条文として独立させ、その刑罰を重くしているのは何か理由があるのだろうか、そこは明代の律学者でも意見が分かれている。例えば雷夢麟は『読律瑣言』で次のように言っている。

前言の税を匿す者は、其の利微かなれば、故に笞五十にして半もて之を罰す。此に言う貨を匿す者は其の利大きく、故に杖一百にして全もて之を罰す。貨を匿すは専ら舶商に就きて、以て舶商の利大なるを言うなり。²¹⁾

要するに、船で運んで来た貨物を隠した場合、ただの「匿税」律と比べて利益が大きいことを理由に罪を重くしているという指摘である。

一方で王肯堂は『律例箋解』では、異なる解釈をしている。

「舶商匿貨」の罰「匿税」より浮^すぐるは、華夷内外の辨を厳にすればなり。専ら其の利大為るに非るなり。賞を充つるは官に入る物を言わず而して官の給する銀を言う。亦た其れ番物なるを以ての故なるのみ。今船を將て下海通番せる者は例有りて之を禁ずるも又た海防に慎重なるの意なり。²⁰

「舶商匿貨」律の刑罰が「匿税」律より重いのは、華夷の別を厳密にするためであつて、決してその利益が大きいことによるわけではないという認識である。

また、罪人を告発した場合や捕えた場合には、賞金として銀二十両が給付される。これは、「私出外境及違禁下海」律では、没収した貨物の十分の三であつたのと異なる。王肯堂はここで給付されるのが没収した貨物ではないのは、それが「番物」であるからとしている。この視点で考えるなら入ってくるモノについても注意が払われていることになる。「番物」が国内に浸透するのを防ぐというねらいがこの条文にはあつたのかもしれない。

もつとも雷夢麟は嘉靖年間、王肯堂は万暦年間の人物であり、二人が生きた時代の間には、嘉靖大倭寇の時代を挟んでいる。時代による認識の差異と見ることも可能であろう。ただいづれにせよ海外貿易とまではならなくても、海上貿易に特別な注意を払っていることに変わりはない。もちろん「客商の船舶」とは必ずしも海外の船であるわけではない。しかし海上輸送があつて、それに対して他の商業活動とは異なる認識があつたのは間違いないだろう。

ここまで『明律』の条文からその規定を確認してきたが、それぞれ様々な制限は規定しているものの、貿易それ自体を取り締まる規定であるとは言い切れない。つまり『明律』の定める法秩序の中では貿易は完全に禁止されているとは言えないということが出来る。ただし、その他の要因によって民間貿易が制限されることがあるため、これだけで貿易が行われたと断言することももちろんできない。

むしろ『明律』の認識の中では、民間人が国境を超えることを想定していないようにも思え、そういった認識の上では民間貿易自体も想定されていなかったようにも思える。ただそうは言っても『明律』に民間による密貿易という行為が想定されていないのであれば、『明律』に従って断罪を行う以上、そういった行為を断罪することは出来ないことになる。つまり、この『明律』だけでは民間の商人による貿易Ⅱ犯罪であるという構図を読み解くことは出来ないということである。では、こうした行為に対してどのように断罪したのか次章で確認しよう。

第二章 『問刑条例』の編纂と変化する沿海の秩序

第一節 『明律』の想定を超える社会と「例」

さて、『明律』の上では犯罪行為とは言えない民間貿易は、嘉靖年間には「王法の許さざるところ」と表現される犯罪行為と認識されている。前述の通り、前近代の中国の裁判では、想定される犯罪行為を記した律文に犯罪行為を適用させて裁く。そのため、その犯罪行為が『明律』に記されたものと完全一致しない場合は裁くことができない。²⁴ところが『明律』が全ての犯罪行為をカバーできるかという点、決してそうではない。そもそも『明律』が制

定されたのは太祖洪武帝の治世である。はじめ洪武七年（一三七四年）に成立し、その後、修訂が加えられ洪武三十年（二三九七年）に現存している形の『更定大明律』となっている。洪武年間の想定しうる犯罪行為はカバーできずかもしれないが、社会は絶えず変化し人々の行動様式も絶えず変化する。当然、犯罪として規制すべき行動も新たに現れてくるわけである。しかし『明律』は、太祖洪武帝の言葉として權威づけられてしまい、変更を加えることは許されなかった。

しかし、そのまま新たに現れる規制すべき行為を裁くことは出来なかったかというところではない。こういった『明律』に記されていない行為に対して裁く方法は二つあった。一つは「不応為」律②という条文で裁くという方法で、もう一方は「比附」を用いる方法である。

まず「不応為」律であるが、するべきでない行為であるにも関わらずその行為を行った際に引かれる条文である。これによって、『明律』には具体的に記されていないが取り締まるべきだと判断された行為を裁くことができる。この「不応為」律は地方で裁判に関わる官吏にとって便利な条文であるが、刑罰が重くとも杖八十と決まられており杖罪以下の軽犯罪にしか対応できなかった③。

一方で「不応為」律で裁ききれないものについては、「比附」が用いられる。「比附」とは、処罰されるべき行為に当てはまる規定が既存の律に存在しない場合、他の規定を援引して処罰するもので、言うなれば類推解釈である。もちろんこれは、『明律』に規定されているものであり、これによって徒罪以上が妥当であるべき行為も裁くことが可能であった④。ただし、この「比附」が行われる際には原案をまとめた上で上級の衙門に送らなくてはならない。さらにそれを検討した上で、最終的には皇帝による裁可を得る必要があり、裁可が得られた後にその処罰が実行される。

こうして新たに下された事例は「例」となる。この時、今後と同じような事案が生じた時にはこの「例」に照らして処罰すべきだと皇帝が考えたのならば、「例」は各関連の衙門に「通行」され、犯罪行為を断罪する際の参照されるようになる。²⁷⁾ こういった点では、「例」とは立法と司法の性格を併せ持つものであった。²⁸⁾

明中期ごろになれば、こうした「例」が先例として裁判で扱われる事案が増えてくるが、これもまた時代が下るにつれて積み重なる。こうして無尽蔵に「例」が生まれた結果、混乱が生じ、同じような事件であつてもその援用する「例」の選択の仕方によって、全く逆の判断がされてしまうこともあつた。²⁹⁾ そのため、皇帝は代替わりごとに「革去」を行い、その都度整理を行つていた。³⁰⁾ それでも、普遍的に価値ある重要な条例は「旧例」として、また量刑の際に引き出される。こうした整理が行われてきたのにも関わらず、やはり複雑化してしまつた。そこで、後世に残すべき条例を選定すべく、弘治十三年（一五〇〇年）に『問刑条例』が編纂され、副次法典として扱われるようになった。これによつては法の中でも高い地位を獲得した。³¹⁾

この際に、『問刑条例』にまとめられた「条例」は、それまでの「通行」させられた「例」から編纂されている。そして、その条例に至るまでには、律で裁くことが出来ずに「比附」を行わざるを得なかつたいくつかの事案が存在するわけである。こうした事案を見ることができれば、その時々で生まれた新しい罪と罰を確認できる。また、こうした新たな犯罪行為からはその時代社会のあり様を覗くことが出来る。これは、密貿易に関する条例においても例外ではない。次節にてこれを追つていこう。

第二節 弘治『問刑条例』にいたる諸条例

本節で考察の対象とするのは、弘治『問刑条例』の一条文〔弘V…43…8〕である。弘治『問刑条例』に至るま

での「例」を見る前にまずは、この弘治『問刑条例』の条文を確認していこう。その条文は次の通りである。

一つ、官民人等、①(イ)擅に二桅以上の違式の大船を造り、(ロ)違禁物質を將帶して下海し、番國に前往して買賣し、(ニ)潛に海賊に通じ、同に謀りて結聚する、及び嚮導を為し、良民を劫掠せる者は、正犯は處するに極刑を以てし、全家は邊衛に發して充軍せしめよ。②若し止だ大船を將て下海の人に雇與し、番貨を分かちて取のみ、及び曾て大船を造有せずと雖も、但だ下海の人と糾ひ通じ、番貨を接買せるのみなれば、俱に問いて邊衛に發し充軍せしめよ。③其の下海の人の番貨の到來せるを探聽し、私下に販賣、收買し、若し蘇木・樹椒の一千斤以上に至る者は、亦た問いて邊衛に發し充軍せしめよ。番貨は官に入る。④若し小民の單桅の小船を撐使し、海邊に於て魚蝦を捕取し、柴木を採打する者は、巡捕せる官軍兵の擾害を許さず。(弘V…43…8)

ここからこの条文の構成する要素を分割すると次のようになる。

①(イ)違法にマストが二本以上の船を作り、(ロ)禁制品を外国へ持ち出し売却し、(ニ)海賊と通じて徒党を組んだり手引きをして略奪した場合、正犯は死刑で、家族も充軍刑となる。

さらに、ここから犯罪行為の構成要素を分割以下のようになる。

- (イ) 違法にマストが二本以上の船を作ること。
 - (ロ) 禁制品を外国へ持ち出し出海し外国で売買すること。
 - (ハ) 海賊と通じて徒党を組んだり手引きをして略奪すること。
- ただし、(ロ)には、もう少し分析する必要があるだろう。禁制品を持ち出すのであれば「私出外境及違禁下海」

がある。この行為に売買を加えた部分がこの部分である。文言には「買賣」とあるが、持ち出した禁制品は売るものなので「買賣」では表現としておかしい。そこで（ロ）の部分さらに分割して次のように考えてみれば合理的に解釈できそうである。

（ロ―①）禁制品を外国へ持ち出し出海し外国に行き売却すること。

（ロ―②）外国に行き（ロ―①）で得た利益を元手に番貨を購入すること。

波線部は補った部分ではあるが、密貿易が行われる過程を考えれば合理的な解釈と言えらるだろう。

②（イ）を行い、その船を（ロ）を行う人物に貸し与え番貨を受け取ることを行った人物もしくは、（イ）はせずに（ロ）を行った人物と通じて番貨を購入した人物は、充軍刑となる。

③上（ロ）を行った人物の番貨がやってきたことを聞きつけ、それを売買し、その際の蘇木と胡椒が千斤以上の人物がいた場合、それぞれが行われる行為が数人に分かれて行われた場合、それぞれ充軍刑となる。

④また、一般人のマストが一本の船で海に出て漁業したり、柴木を採ったり者を軍隊は邪魔してはならない。

これらの構成要素に注目して、『皇明條法事類纂』に収録された四つの条例を見て行こう。『皇明條法事類纂』に見える条例には弘治問刑条例と文言を共有するものがあり、それが弘治『問刑条例』の元になったと考えられる。さらに『皇明條法事類纂』の一項目は、発端となる上奏文から始まり、文書伝送や各衙門の議論を経て、皇帝の裁可に至る一連の過程をまとめたものを基本的な構成としている。この議論の中には、それまでの事例を引用し、そこから量刑をどうするかという議論が行なわれている。この時の議論で引用される事例をみることで、新たに発せられる条例がどの例を基にして発せられたかをみることができるといえる。この方法で古いものから見えていこう。

まず、『皇明條法事類纂』の中に記されている事例のうち最も古いのが次の天順八年の事例である。

(i) 査得するに天順八年五月二十七日、節該の刑部尚書陸瑜等の題に、「原奉欽定の榜例を將て、浙江・福建・廣東の都・布・按三司、並びに直隸の衛所、總督備倭巡海等督の屬に申明に通行せしめ、一體に禁約を遵奉せしめよ。軍民人等、^(イ)二桅、三桅大缸を打造し、^(ロ)私に外洋に出で、番貨を接買し、私鹽等の項を興販し非を為すを許さず。如し故らに違ふ有らば、事發し官に到れば、榜例に照依し、正犯は處するに極刑を以てし、家口邊衛に發し充軍せしむべし。」等の因あり。具題す。奉じたる聖旨に、「是なり。」と。此を欽めり。³³⁾

ここではまだ、①の(イ)と(ロ)の一部分が記されるのみである。「二桅、三桅大缸を打造」するのは、(イ)を完全に満たしていると考えていい。ところが(ロ)は、「外洋に出で、番貨を接買し」という部分が(ロ②)を満たしていると言えるだろう。しかし、(ロ①)については記述がない。さらに、「私鹽等の項を興販」という部分があるが、この部分はその後の条例には見られない。

また最も古い条例とは言っても「榜例に照依し」とあり、これより前にも依拠すべき例は存在していたようである。³⁴⁾

次に見られるのが成化七年の事例である。

(ii) 成化七年二月二十四日、節該の欽奉せる憲宗皇帝の聖旨に「近ごろ聞くならく有等の奸頑の徒、^(イ)擅に違式大船を造り、^(ロ)違禁物貨を將帶し、番國に前往し買賣す。都察院に恁きて便ちに榜を出さしめ福建、廣東、浙江各府州縣に去きて常川に張掛し、曉諭を通行せしめよ。犯し了る有らば、^(イ)即便に撃問し、正犯は死を處するに極刑を以てし、家口は沿邊衛所に發し充軍せしめよ。」と。此を欽めり。³⁴⁾

ここでもまだ①の（イ）と（ロ）の部分しか示されていない。ただし（i）と比べて、（ロ）の部分に（ロ①）が認められるようになり、より「弘V:43:8」の文言に近づいた。

さらに、この条例には適用範囲について「福建、廣東、浙江各府州縣」で示されており、地域限定的な条例であったことがわかる。また、「常川に張掛」とあることによつて、この段階から条例が常時適用されるようになったことがわかる。

次に見られるのが成化十五年の事例である。

（iii）該廣東按察司奏して問うに「犯人方敏等、各おの例にて磁器を收買し、（ロ） 舡隻裝して海洋に出で到るを准し、番貨を易換し、事發すれば各おの「越度邊關」に擬して減等從罪とし、例を引き奉奉す。本院看得するに、方敏等（ロ②）番貨を接買せると雖も、曾て自ら（イ）連式大船を造らず、若し止だ徒罪に照らし發落するは、太だ輕かるが似し、若し榜例に依りて處治せば太だ重きに無くんばあらず」と。具題し、奉じたる聖旨に「方敏・方祁・方洪・陳佑・陳榮・吳孟・梁大英は都て廣西邊衛に押發し充軍せしめ、家小は隨住せしめよ。」と。此を欽めり。⁵⁵

ここで記されているのは②である。また適用範囲は示されていないが、（ii）と同様、「福建、廣東、浙江各府州縣」といった比較的狭い地域であっただろう。

この事例で議論されているのは、（ロ）のみを行なった人物（ここでは方敏・方祁・方洪・陳佑・陳榮・吳孟）の量刑である。彼らは磁器を購入して、それを持ち出して海洋で番貨と交換した。ところが（イ）の行為は満たしていない。

そのため(ii)の条例に照らしてそのまま罰するわけにはいけない。そこで徒罪、すなわち「私越冒度関津」律のうち、辺境地帯や沿海など国境地域のとりでを越度することを禁止する規定(「私越冒度関津」律の(c))で裁こうとするが、それでは罪が軽すぎる。そうかと言って、榜例で裁き死罪に当てたのでは、(イ)を満たしていないため妥当ではなく重いと言える。そこで、結局(イ)のみを行なった人物(梁大英)も、(ロ)のみを行なった人物も、死刑は免れ、死刑と流刑の間に位置付けられる充軍刑を当てられることになった。このことから、これ以前の条例には、(イ)のみを行なった人物と(ロ)のみを行なった人物が別にいることを想定していなかったことがわかる。

(イ)のみを行なった人物の量刑は②の中に残っていくが、(iv)ならびに〔弘V:43:8〕には(ロ)のみを行なった人物の刑罰を示した条文が削除されている。「私出外境及違禁下海」律で対応できると判断したのだろうか。あるいは「下海の人と通ず」や「下海の人と糾ひ通ず」が「下海の人」に随行しただけの人物Ⅱ(ロ)のみを行なった人物を指しているのかもしれない。

最後に弘治元年(一四八八年)の事例である。

(iv) 合にすべきや無や兩京並びに南北直隸及び廣東、福建、浙江等の處の間刑衙門に通行し、今後②大船を打造し、物貨を將帶し、番國に前往し買賣せる者の、事發して前項の欽奉のせる聖旨の榜例に照らして間擬し邊に發せるを除いて外は、其の除大船を打造するも專一に下海の人に届け與え、番貨を分取する、或いは又た下海の人と通じ、番貨を接買し、曾て大船を打造せざると雖も、事發し問擬し明白なれば、俱に邊衛に發し充軍せしむることを。③若し下海之人の番貨を到來せしむるを探聽し私下ひそかに收買し販賣せる者は、事發し官に到

らしめ、若し蘇木、胡椒の一千斤以上に至る者は、方敏等の事例に照らして、首従を分かつず、問擬し明白ならば、奏請し定奪すべし。若し前數に及ばざる者は、止だ前例に照らして發落し、番貨は俱に數を盡して入官し、牙行、停貨人の家の官に首ぐるを行わざる者は、事發し一體に治罪すべし。……奉じたる聖旨に、「是なり。」と。此を欽む。⁵⁶⁾

ここではまだ④の部分は記されていないが、それ以外の大部分が完成していることがわかる。条例の適用範囲は、「兩京並びに南北直隸及び廣東、福建、浙江」であり、沿岸地方の大部分に適用されているものの沿岸全域というわけではない。

この事例で議論されているのは、南京で官の親戚を騙つて密貿易によつて持ち込まれた商品を販売していた商人の量刑である。これは、密貿易によつて得られた番貨が、經濟の中心であり、都に準ずる都市である南京にまで蔓延するに至つたことを示している。そして、それを問題であると考えられたため、こうした議論が展開された。南直隸は蘇州など江南地域を含む。南北兩京は、おそらく消費地として加えられたのだろう。

改めて整理してみよう。まず天順八年 (i) に①の (イ) (ロ) の部分が整備される。次に成化七年 (ii) にそれが常時適用の条例となる。そして、成化十五年 (iii) には、(イ) と (ロ) それぞれどちらかのみを行なつた人物に対する刑が示され②の部分が完成する。そして弘治元年 (iv) では、密貿易を行つた者だけでなく番貨を取り扱う商人をも罰する③の部分がができる。その後、どのタイミングかわからないが④の部分が加えられ、①に (ハ) が加えられ (弘 V : 43 : 8) が完成する。これによつて民間貿易Ⅱ犯罪であるという図式が成文法の中で完成した。ただ民間貿易Ⅱ犯罪という認識そのものは、(i) の事例の中に「榜例に照依し」と出てきたように、それ以前から存

在したと言えそうである。

第三節 「海禁令」と条例の法的な継続性

民間貿易Ⅱ犯罪という意識がそれ以前から存在していたことは、十分に留意すべきであろう。では、民間貿易Ⅱ犯罪という意識はいつから現れてくるのだろうか。それはかなり早くから見られるが、明初の法制関係の史料は少なく、確実に〔弘V:43:8〕へと継承されていく事例かどうか判断は難しい。そうは言っても構成要素が部分的に認められる事例は『実録』の中に存在する。

例えば「檀上二〇一三」は、明初の「海禁令」を九例あげている。^⑦『実録』の中から「海禁令」に当たるものを集めているため、事実をただ述べているものや、聖旨を要約し禁止する行為から処罰まで書かれたものなど様々である。これらのなかには後の例と法的な継続性が認められるものもある。その法的な継続性を見るためには、どうしたら良いだろうか。ここでは、禁止されている行為と刑罰が後の例と関連するかどうか、つまり前説の(イ)(ロ)(ハ)の犯罪行為が見られるかどうかで判断した。それでは、そのいくつかの例を紹介しよう。

まずは洪武年間の事例である。

A 『明太祖実録』洪武三十年四月乙酉条

申なねて人民に禁じて擅じに出海し、^⑧外國と互市するを得るを無からしむ。^⑨

ここで示されているのは(ロ)に当たる行為のみである。恐らく(ロ)が犯罪行為として禁止されるものと認識

はここからである。つまり民間貿易Ⅱ犯罪という認識はこの段階で既に存在していたということである。

次いで永楽年間の事例がある。

B 『明太宗実録』永楽二年（二四〇四年）正月辛酉条

辛酉……、民の下海を禁ず。時に福建瀕塘海の居民、私に海船に載り、外國に交通し、^(イ)因りて寇を為し、郡縣に聞す。逐つて令を下し、^(イ)民間の海船を禁じ、原より海船有る者は、悉く改めて平頭船と為し、所在の有司其の出入を防ぐ。^(註)

ここでは（イ）（ハ）の行為が記されている。ただし（イ）は、「民間の海船を禁」ずとあり、船の建造ではなく所有の禁止である。さらに、もともと外洋航行が可能な船も、「平頭船」へと改造させた。これにより「民間の海船」は存在しなくなるはずである。この後に「民間の海船」が有れば、それは新たに建造されたものということとなる。そのため、ここからは海船の建造の禁止になったのだろう。恐らく、（イ）の行為が犯罪行為となったのはここからである。

また、（ハ）の行為は問題として認識されているものの、それを禁止しているかどうかはここに示されていない。次いで宣徳八年には、これらを犯罪行為として記されるようになる。

C 『明宣宗実録』宣徳八年（二四二九年）七月己未条

己未、行在の都察院に命じて私通番國の禁を厳しくせしめ、上右都御史顧佐等に諭して曰く「私に外夷と通

じるは、已に禁例有り。近歳官員軍民、遵守往往を知らず、^(イ)私に海舟を造り、朝廷の辦せまふるを幹つかさどると假いつわりて名と為し、^(ロ)擅に自ら番に下り外夷を擾害し、或いは誘引して寇比を為す者は、已に擒獲有らば、各おの眞重に罪するのみ、宜しく申明に前禁榜諭すべし。縁海軍民犯す者有らば、諸人を許す。首告して實を得る者は犯したる人の家費の半を給し、知りて告げざるは軍衛に及ぶ。司の之を縦ゆるし禁ぜざる者有らば一體に治罪せよ。」^(四)と。

ここでは「已に禁例有り」とあることから、恐らくは永樂年間のBの事例が例として引かれているのだろう。ここで確認できる行為は、^(イ)のと^(ハ)が見られるのみである。ただし、ここには実際に^(イ)や^(ハ)の犯罪行為を行った人物の刑罰が記されていない。一方、波線部が記した部分に犯罪を知っている人物が告発しなかつた場合の刑罰は記されている。「軍衛に及ぶ」というのは、充軍刑を示しているのだろう。恐らくは本人の刑罰は充軍刑以上のものであつたことが推測できる。ここから刑罰を断定することは不可能だが、後の条例が本人は斬刑、家族は充軍刑となつてゐることを考えれば、斬刑であつた可能性が高いだろう。

ついで正統年間の事例では行為者本人の刑罰が明らかになる。
D 『明英宗実録』正統十四年（一四四九年）六月壬申条

福建巡海按察僉事董應軫言へらく「舊例、^(ロ)瀕海居民の私に外夷に通じ、番貨を貿易し、事情を漏泄し、及**び** ^(イ)海賊を引き邊地を劫掠せる者は、正犯は極刑、家人は邊を成らしめ、情を知るも故に縦ゆるす者は罪同じくす。」

波線部が刑罰の内容である。ここで初めて犯罪者本人の刑罰規定が明確になっている。すなわち犯人の主犯は、極刑に処されるというものである。また、家族は辺境を守らせるという内容である。辺境を守らせるというのは「全家は邊衛に發して充軍せしむ。」という充軍刑の具体的な内容を記したものであり、家族は充軍刑で罰せられたと見てよいだろう。

ここでは（ロ）（ハ）に加え「事情を漏泄」という行為が示されているが、これは「私出外境及違禁下海」の（C）の行為である。この部分は後の条例には見られないものだが、それは恐らくこの部分が必要ないからである。 （C）の行為は斬刑、一方で条例はそれに家族の充軍刑が加わる。『明律』には、二つの犯罪が行われた場合、刑の重い方で罰せられるため（C）の行為が有ろうが無かろうが重い刑に当てられるのである。それならば、この部分が省略されていても問題はないだろう。

次いで天順年間の事例では、後の条文にかなり近い形で現れてくる。

E 『明英宗実録』天順三年七月辛巳条

浙江并びに直隸の緣海衛軍民に禁じ、^(イ)私に大船を造り、^(ロ)人衆を糾集し、軍器を携えて下海し、盜を為すを許さず。敢えて違ふ者有らば、正犯は處するに以て極刑とし、家屬は發して邊衛を戍せしむ。⁽⁴³⁾

ここでは宣徳八年の事例と同様、犯罪の構成要素のうち（イ）と（ロ）が揃っているが、（ロ）の密貿易は存在しない。こちらにもあくまで海賊行為を取り締まるための処置であったことがわかる。

また、正統十四年までの事例とは異なり、犯罪行為を知っておきながら告発をしなかった人物に対する刑罰は記

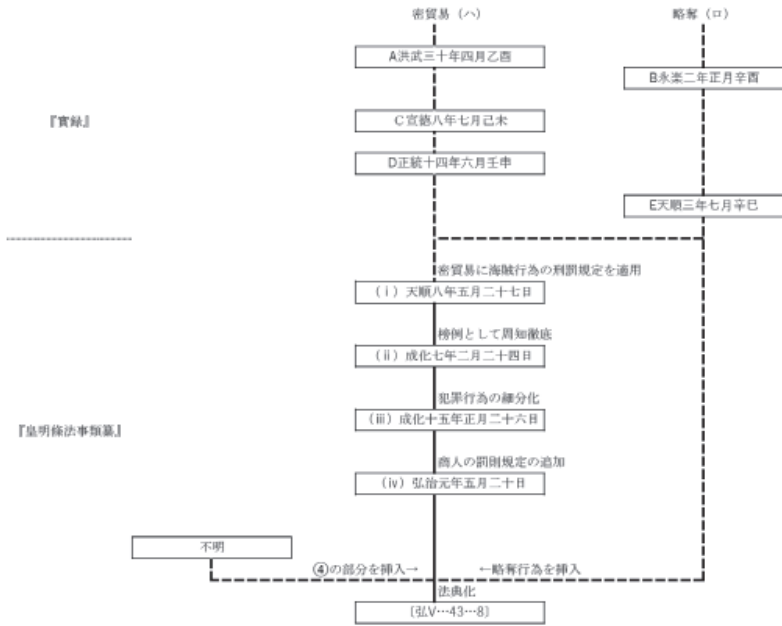
されてはいない。これがなぜ条文から落ちたのかは不明である。

これより後の条例は、ここに示された犯罪行為と刑罰を元に発展していったと考えられる。

これらの事例は、弘治『問刑条例』の〔弘V：43：8〕に見られる犯罪行為（イ）（ロ）（ハ）の犯罪行為を含むものを選び出しただけであり、「海禁令」そのものは「檀上二〇一三」で挙げられている通りこれ以外にもある。

これらの「海禁令」をみれば、かなり早い段階から（イ）（ロ）（ハ）の行為が犯罪であるという認識が成立していることが分かる。また、そういった事例がCでは「已に禁例有り」と表現され、Dでは「旧例」として引用していることから、ある程度、条例として引き継がれていたことも見て取れる。ただ数年おきに、こうした旧例が『実録』の中に見られるのは、これらの条例が継続的に使用されたわけではなく、その時々で一度きりの榜例を探し、適宜引用していたに過ぎず、常時適用される法としての機能を持ち得なかったからかもしれない。

もちろん、これらが全て直接、弘治『問刑条例』の〔弘V：43：8〕に繋がるわけではないし、「革去」が行われるため、その場限りの処置なのか、それともその後定例となつて次の例に引用されたのかは分からない。結局のところ、これらが法としてどの程度連続性があるのかを見ることは難しい。それでも民間貿易Ⅱ犯罪という認識がかなり早くあつたということは留意しておく必要がある。



【図 1】

おわりに

本稿では、民間の商人による貿易⇨密貿易という構図がどのように形成され、それがどのような法運用の下で取り締まられていたのかを論じてきた。第一章では『明律』の中の条文から、貿易に関わるものを検討し、『明律』だけでは民間による貿易そのものを犯罪行為として断罪できないことを見てきた。第二章では断罪できない犯罪行為を裁く「比附」という方法を通して条例が成立する過程を確認した上で、それらの条文が〔弘V：43：8〕へと収斂されていく過程を見てきた。

こうした新たな「例」が整理され続けたことは、いったい何が言えるだろうか。まず沿海地域の社会が絶えず変化していたことが指摘できる。こうした変化は、『明律』が定められた時代には大きな問題とならなかった行為、ないしは想定されていなかった行為を生み出すこととなった。これは、それだけ密貿易が行われる絶対数が増えたからである。そして、密貿易が拡大し続けるのに合わせて、沿海での人々の行動様式が変化し続ける。その結果、より多様な人物が密貿易に関わるようになり、犯罪行為そのものが細分化、複雑化した。(iii)の条例が登場した背景がまさにそれである。取り締まるべき人物は、実際に下海した人物だけではなくなった。これだけ密貿易に多様な人物が参加するようになったのは、密貿易に関わることで莫大な利益が得られるからにほかならない。それは、貿易によって流入する「番貨」への需要が大きくなっていることを物語る。また、それらが国内へ広く流通しているからこそ(iv)のように、国内の「番貨」を取り扱う商人も取り締まる対象となったのである。このような「番貨」の流通に対しても、それを問題とする認識も存在していたことがわかる。

そしてこれらの犯罪は大きな問題として認識され、その取り締まりが行われてきた。しかし、これらの犯罪に対

して地方衙門は処罰すべきだと認識していたとしても、地方衙門が単独の判断で対応することはできなかった。なぜなら、ここまで述べてきた通り既存の法で裁ききれない状況があったからである。そして、ここで地方衙門が単独で断罪できる「不応為」律ではなく「比附」を選択したのは、これらの行為が杖罪で止まってしまふような軽犯罪ではないという認識が地方官の間に存在したからである。こうして地方衙門によつて「下から」の動きで作られた条例は、『問刑条例』へと結実し全国的、通時的に適用される法となつた。

中央によつて「上から」押し付けられたものではないということは、注目すべきであろう。それはこうした法整備による明中期の「海禁」―海上統制が、統治者の理念に沿つて行われたものでなく、地方の現状を反映させて整えられていったものであるということを物語っている。

また、こうした条例の編纂という形での法整備の積極性を見るに、檀上氏が言うような「それを取締ろうにも明朝はその能力を喪失し、十分に対応できなかったというのが実情に近い」という状況は全く見られない。むしろ法的には積極的に取り締まりを図ろうとしていたと言つてもよいだろう。

このように明朝は、積極的に条例を發展させていくことで、民間貿易の規制を明確にして取り締まりを行つていった。しかし、それにも関わらず實際社会の変化は止まることはなく、貿易の拡大も止まらなかつた。張燮『東西洋考』巻七、餉稅考には明中期の状況を次のように記されている。

成・弘の際、豪門巨室の間に巨艦に乗りて海外と貿易する者有り。好人陰に其の利寶を開きて、官人其の顯かに利權を收め得ず。初め亦た漸く奇贏を享め、久しければ乃ち勾引して亂を為し、嘉靖び至て弊極めり。^⑤

ここで言われているように、成化・弘治年間から嘉靖まで密貿易とそれに伴う弊害は拡大し続け、そのピークである北虜南倭の時代を迎えることになる。

注

- ① 鄭若曾『籌海圖編』卷十二、經略
貢舶者、王法之所許、市舶之所司、乃貿易之公也。海商者、王法之所不許、市舶之所不經、乃貿易之私也。
- ② 「檀上二〇一三」二〇五頁。
- ③ なお『問刑条例』の条目には名称が与えられていないため、『問刑条例』を引用する場合、便宜を図るために黄彰健『明代律例彙編』の整理番号で示していく。
- ④ 『皇明條法事類纂』は、成化・弘治年間の「条例」を事案ごとに分類してまとめた事例集である。これについては様々な改題が存在するが、最新のものとしては「濱島二〇一九」「小島二〇一八」「猪俣・豊嶋二〇一八」などがある。今後『皇明條法事類纂』を引用する場合は、「徳永二〇一八」の目録に従って、律のタイトル、第〇條、条例のタイトルと表記する。また「楊一九九二」で参照する際の便宜を図ってそちらの整理番号も付す。なお原文を引用する際には、あきらかな誤字に対しては(↓)で修正し、またあきらかな脱字に対しては()で補った。
- ⑤ これまでの研究で使用されてこなかったものには、現行本二種の問題にあるのだが、詳しくは「猪俣・豊嶋二〇一八」を参照されたい(一三七―一三六頁)。
- ⑥ 『明律』卷二八、斷獄、斷罪引律令
凡斷罪皆須具引律令。違者、笞三十。若數事共條、止引所犯罪者、聽。其特旨斷罪、臨時處治、不為定律者、不得引比為律。若輒引比、致罪有出入者、以故失論
- ⑦ 「寺田二〇一八」二五〇頁―二五一頁
- ⑧ 「檀上二〇一三」一七三―一八二頁。

- ⑨ 『明律』卷二五、関津、私出外境及違禁下海
凡將馬牛・軍需・鐵貨・銅錢・段疋・紬絹・絲綿、私出外境貨賣、及下海者、杖一百。挑擔馱載之人、減一等。物貨船車、並入官。於内以十分為率、三分付告人充賞。若將人口・軍器出境、及下海者、絞。因而走泄事情者、斬。其拘該官司、及守把之人、通同夾帶、或知而故縱者、與犯人同罪。失覺察者、減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等。
- ⑩ 『檀上二〇一三』一七九頁。
- ⑪ 『通制條格』卷第十八 關市 市舶條
一、海商不請驗憑、擅自發船、並許諸人告捕、船商・船主・綱首・事頭・火長各杖壹佰柒下、船物俱行沒官、於沒官物内壹半付告人充賞。如已離船司、即於沿路所在官司告捕、依上追斷給賞。
- ⑫ この他の解釈としては、荻生徂徠は『明律国字解』で「違禁とは、禁制にて外國へやらぬ貨物なり。」と「違禁」を「違禁貨物」であるとしている。
- ⑬ 『檀上二〇一三』一八二頁。
- ⑭ ここで参照した裁判文書は、実際の裁判の調書として作成された「招」と呼ばれる書式で書かれた文書である。この「招」という書式については、「谷井一九九九」（四三―四四頁）に詳しい。またこれらは上奏文などに引用され参照することが可能なものがいくつかあり、ここでは、『皇明條法事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下海、第十一條、「違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍」（29―16）に引用されたものを参照した。ただし、これらの裁判文書で最終的に決定された罪と罰は『明律』に従ったものではない。これは、『明律』の想定していない事件であるため適切な断罪が出来なかったからなのだが、そのことは第二章で検討する。
- ⑮ 『皇明條法事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨（20―25）
遠出外洋、到於金門地方、遇見私番舡一隻：議得方敏、方祥、方洪、陳祐、陳榮、吳孟、梁大英俱合依緣邊關塞者律、杖九十、徒二年半。
- ⑯ 『皇明條法事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下海、第十一條、「違禁通番接買番貨不嘗打造大船比例奏請充軍」（29―16）

- 成化十八年二月二十五日、九重與本縣民人蔡三、明知有例軍民人等不許接買番貨、各不合故違、越度邊關、潛去大金門澳。：問擬丘九重犯該越邊關者律、減等杖七十・徒二年半、黃凱・陳孔先俱不應得為而為之理重者律、減等杖七十、的決。
- ⑰ 『明律』卷一五、関津、私越冒度關津
- 凡無文引、私度關津者、杖八十。若關不由門、津不由渡、而越度者、杖九十。若越度緣邊關塞者、杖一百、徒三年。因而出境者、絞。守把之人、知而故縱者、同罪。失於盤詰者、各減三等。罪止杖一百。軍兵又減一等、並罪坐直日者餘條准此。若有文引、冒名度關津者、杖八十。家人相冒者、罪坐家長。守把之人、知情與同罪。不知者不坐。其將馬驟私度冒度關津者、杖六十。越度、杖七十。
- ⑱ 薛允升『唐明律合編』卷八下
- 然後有「私出外境及違禁下海」專律、此層即屬重複。
- ⑲ 沈家本『明律目箋』卷二、関津
- 明將越度緣邊關塞一層併入、而後復有私出外境之文、事近複出。
- ⑳ 『大明律』卷八、課程、船商匿貨
- 凡泛海客商、船舶到岸、即將物貨盡實報官抽分。若停塌沿港土商牙僧之家不報者、杖一百。雖供報而不盡者罪亦如之。物貨並入官、停藏之人同罪。告獲者、官給賞銀二十兩。
- ㉑ 雷夢麟『讀律瑣言』卷八、課程、船商匿貨
- 前言匿稅者、其利微、故笞五十而半罰之。此言匿貨者其利大、故杖一百而全罰之。
- ㉒ 王肯道『律例箋解』卷八、課程、船商匿貨
- 船商匿貨之罰浮匿稅、嚴華夷內外辨。非專其利大為也。充賞不言入官物而言官給銀。亦其以番物故耳。今將船下海通番者有例禁之又慎重海防之意也。
- ㉓ 前掲『明律』卷二八、斷獄、斷罪引律令條を参照。
- ㉔ 『明律』卷一、刑律、雜犯、

凡不應得爲而爲之者笞四十。〈謂律令無條理不可爲者〉事理重者杖八十。

②5 逆を言え、杖罪以下の輕犯罪は上級衙門に報告しなくてもよく地方衙門で簡單に対応できるため、地方官にとつては便利な条文でありよく使われたようである。例えば、『四川地方檔案』などにはそのような状況が見られる。〔加藤一九九九〕（二二頁―二九頁）。

②6 『明律』卷一、名例律、斷罪無正条

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

②7 〔寺田二〇一八〕二五九頁。

②8 〔加藤一九九七〕二九頁。

②9 〔加藤一九九七〕二〇頁―二二頁。

③0 〔加藤一九九七〕二二頁。

③1 〔加藤一九九七〕二五頁。

③2 弘治『問刑条例』弘V:43:8（黄彰健『明代律例彙編』所収）

一、官民人等、擅造二桅以上違式大船、將帶違禁物質下海、前往番國買賣、潛通海賊、同謀結聚、及為嚮導、劫掠良民者、正犯處以極刑、全家發邊衛充軍。若止將大船雇與下海之人、分取番貨、及雖不曾造有大船、但糾通下海之人、接買番貨者、俱問發邊衛充軍。其探聽下海之人番貨到來、私下收買販賣、若蘇木・樹椒至一千斤以上者、亦問發邊衛充軍。番貨入官。若小民擄使單桅小船、於海邊捕取魚蝦、探打柴木者、巡捕官軍兵不許擾害。

③3 『皇明條法事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨

天順八年五月二十七日、節該刑部尚書陸瑜等題、將原奉欽定榜例、申明通行浙江、福建、廣東都、布、按三司、并直隸衛所總督、備倭巡海等督屬、一體遵奉禁約。軍民人等、不許打造二桅、三桅大船、私出外洋、按（↓接）買番貨、興販私鹽等項為非。如有故違、事發到官、照依榜例、正犯處以極刑、家口發邊衛充軍等因、具題。奉聖旨、「是。」欽此。

③④ 『皇明條法事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨（20-25）

成化七年二月二十四日、節該欽奉聖旨、「有等奸頑之徒、擅造違式大缸、將帶違禁貨物、前往番國買賣。愆都察院使出榜通行曉諭禁約、有犯了的、即便拿問。正（處）以極刑、家口發邊衛充軍。」欽此。

また、『皇明條法事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下海、第十一條、禁約販賣番貨輕重等則擬罪（29-17）

節該欽奉憲宗皇帝聖旨、「近聞有等奸頑之徒、擅造違式大船、將帶違禁物貨、前往番國買賣、恣都察院使出榜去福建、廣東、浙江各府州縣常川張掛、通行曉諭、有犯了的、即便拿問、正犯處以極刑、家口發治邊衛所充軍。」欽此。

③⑤ 『皇明條法事類纂』卷二十、把持行市、第三條、接買番貨（20-25）

廣東按察司奏稱、問得犯人方敏等俱犯該越度關邊、減等各杖九十、徒二年半。參照合律、其稱止犯處以極刑、家口發邊衛充軍、比之事例、稍有不同。節緣方敏等與梁大英所犯、雖與事例不同、終係接買番貨、交通外夷人數。若將各犯止照徒罪發落、似乎太輕。若依榜例、正犯處以極刑、家口發遣、不無太重。伏乞聖明裁處。具題。奉聖旨、「方敏等都押發廣西邊衛充軍、家小隨住。」欽此。

また、『皇明條法事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下海、第十一條、禁約販賣番貨輕重等則擬罪（29-17）

該廣東按察司問得犯人方敏等、違例收買磁器、雇到民人梁大英船隻、裝出外洋、易洋換番貨、事發、各問擬越度邊關減等徒罪奏來（↓奉）。本院看得、方敏等雖接番貨不曾自造違式大船、梁大榮（↓英）自造違式大船、不曾接買番貨、若只照徒罪發落、似乎太輕、若依榜例處治、不然太重。題奉憲宗皇帝聖旨、「方敏、方祁、方洪、陳佑、（陳）榮、吳孟、梁大英都押發廣西邊衛充軍、家小隨住。」欽此

③⑥ 『皇明條法事類纂』卷二十九、私出外境及違禁下海、第十一條、禁約販賣番貨輕重等則擬罪（29-17）

合無通行兩京並南北直隸及廣東、福建、浙江等處問刑衙門、今後除打造大船、將帶物貨、前往番國買賣者、事發照前項欽奉聖旨榜例問擬發邊外、其餘打造大船專一屆與下海之人、分取番貨、或又通下海之人、接買番貨、雖不曾打造大船、事發問擬明白、俱發邊衛充軍。若探聽下海之人番貨到來私下收買販賣者、事發到官、若蘇木、胡椒至一千斤以上者、照方敏等事例、不分首從、問擬明白、奏請定奪。若不及前數者、止照前例發落、番貨俱盡數入官、牙行、停貨人家不行首官者、事發一體治罪。…奉聖旨、

「是」欽此

③7 例えば「壇上二〇二三」一八二一—一八七頁

③8 『明太祖實錄』洪武三十年四月乙酉條

申禁人民無得擅出海與外國互市。

③9 『明太宗實錄』永樂二年正月辛酉條

：禁民下海。時福建瀕塘海居民、私載海船、交通外國、因而為寇、郡縣以聞。遂下令禁民間海船、原有海船者、悉改為平頭船、所在有司防其出入。

④0 『明宣宗實錄』宣德八年七月己未條

己未命行在都察院嚴私通番國之禁、上諭右都御史顧佐等曰、「私通外夷、已有禁例。近歲官員軍民、不知遵守往往、私造海舟、假朝廷幹辦為名、擅自下番擾害外夷、或誘引為寇比者、已有擒獲、各實重罪爾、宜申明前禁榜諭。緣海軍民有犯者、許諸人。首告得實者給犯人家賞之半、知而不告及軍衛。有司縱之弗禁者一體治罪。」

④1 『明英宗實錄』正統十四年六月壬申條

福建巡海按察僉事董應軫言、「舊例、瀕海居民私通外夷、貿易番貨、漏泄事情、及引海賊劫掠邊地者、正犯極刑、家人戍邊、知情故縱者罪同。」

④2 『明律』卷一、名例、二罪俱發以重論

凡二罪以上俱發、以重者論。罪各等者、從一科斷。若一罪先發、已經論決、餘罪後發、其輕者等勿論、重者更論之。通計前罪、以充後數。（謂如二次犯竊盜、一次先發、計贓二十貫、已杖七十。一次後發、計贓四十貫、該杖一百、合貼杖三十。如有祿入節次受人任法贓、八十貫、內四十貫先發、已杖一百、徒三年。四十貫後發、難同止累見發之贓。合並取前贓、通計八十貫、更科全罪、斷從處絞之類。）其應入官陪償刺字罷職罪止者、各盡本法。（謂一人犯數罪、如枉法不枉法贓合入官、毀傷器物合陪償、竊盜合刺字、職官私罪、杖一百以上、合罷職。不枉法贓、一百二十貫以上、罪止杖一百流三千里之類、各盡本法擬斷。）

④3 『明英宗實錄』天順三年七月辛巳條

禁浙江并直隸縁海衛軍民不許私造大船、糾集人獄、携軍器下海、為盜。敢有違者、正犯處以極刑、家屬發戍邊衛。

④④ 「壇上二〇一三」一八八頁

④⑤ 張燮『東西洋考』卷七、餉稅考

成・弘之際、豪門巨室間有乘巨艦貿易海外者。好人陰開其利竇、而官人不得顯收其利權。初亦漸享奇贏、久乃勾引為亂、至嘉靖而弊極矣。

【参考文献】

【日本語】

猪俣貴幸・豊嶋順揮 二〇一八 「明鈔本『皇明条法事類纂』原本調査記」『立命館史学』第三十九号

加藤雄三 一九九七 「明代成化・弘治の律と例（二）―依律照例発落攷―」『法学論叢』第一四二号

一四二号

一九九八 「明代成化・弘治の律と例（二）―依律照例発落攷―」『法学論叢』第一四三号

号

一九九九 『中国元明法制史 特に法源とその援用理論と探求―明朝嘉靖時代を中心として―』（富士ゼロックス小林節太郎記念基金小林フェローシップ1997年度研究助成論文）

『皇明条法事類纂』電子化割記」『漢字文献情報処理研究』第十八号

小島浩之 二〇一八 「明律・明令と大誥および問刑条例」滋賀集三編『中国法制史 基本史料

佐藤邦憲 一九九三 「明律・明令と大誥および問刑条例」滋賀集三編『中国法制史 基本史料

の研究』東京大学出版

谷井陽子 一九九九

『明律運用の統一過程』『東洋史学研究』第五八卷第二號

檀上寛 二〇一三

『明代海禁概念の成立とその背景―違禁下海から下海通番へ―』『明代海禁』朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会

寺田浩明 二〇一八

『中国法制史』東京大学学術出版会

徳永洋介 二〇一八

『皇明条法事類纂条名目録』（日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（C）

「元明時代の法制に関する基礎研究―『皇明条法事類纂』の分析を中心として」(課題番号 15K02830) 成果報告書

濱島敦竣 二〇一九

『明代法制史料』山本英士編『中国近世法制史料読解ハンドブック』東洋

文庫

【中国語】

楊曉波 二〇一七

『明朝海上外貿管理法制的變遷』中国社会科出版

楊一凡 一九九二

『中国珍奇法律典籍集成乙編』科学出版社

(本学博士課程後期課程)